

中部児童相談所学習支援業務委託プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 中部児童相談所学習支援業務の委託事業者を選定するに当たり、企画提案方式（プロポーザル方式）による、公平かつ適正な審査、評価及び選考を行うことを目的として、中部児童相談所学習支援業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等提出された書類の審査に関すること。
- (2) 企画提案内容の評価及び事業者の選考に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、審査等のために必要と認めるときは、関係者に出席を求めて、その説明又は意見を聞くことができる。

(企画提案書等の審査)

第6条 委員会は、事業者から提出された企画提案書等について、あらかじめ別に定める基準に基づき審査し、企画提案内容を評価し、事業者の選考を行う。

(評価結果の報告)

第7条 委員長は、前条の規定による審査、評価及び選考の結果をこども未来局契約指名選定等委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども未来局中部児童相談所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月17日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	こども未来局南部児童相談所中部児童相談所長
委員	こども未来局南部児童相談所中部児童相談所担当課長〔保護〕 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕 教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長〔指導・調整〕